

2026 年 7 月 29 日

USEN 少額短期保険株式会社

令和 8 年熊本地震に係る災害等より被害を受けられた皆さまへ

令和 8 年熊本地震に係る災害等により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
熊本県	熊本市（くもとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまし）、 山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、 上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、天草市（あまくさし）、 合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、 菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、 菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、 阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）、 上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、 上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、 上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、 葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）	7 月 28 日